2012年10月号「vol:28」◎編集:新井絹世 横浜市磯子区丸山2-24-3 ◎電話:045-751-5250 ◎FAX :045-761-7451 www.araikinuyo.jp

県政を身近に あらい絹世 県議会議員の磯っ子レポート

第２回目一般質問

質問

― 「県立汐見台病院のあり方」について ―

県は、平成２３年１０月に「県立汐見台病院あり方検討委員会」を立ち上げ、汐見台病院が今後県立病院として果たすべき役割やそれを踏まえた今後の病院としての方向性について医療や病院運営の専門家、現在の指定管理者である県医師会の代表者などによる検討が行われ、平成２４年４月に知事あてに報告書が提出されました。報告書では「県立病院として引き続き運営するのであれば、産科、小児科、新生児科を主たる診療科とした病院に再編することが考えられる。しかし一方で、磯子区地域においては、地域の診療所を支援する総合病院の役割は大きく、こうした医療機能の継続方策についても検討していく必要がある。検討にあたっては、県が市や地元医療関係者と連携協力しながら、誘致等も含めた新たな医療体制の実現に向けた検討の中心的役割を担うべきである」と結んでいます。「県立汐見台病院あり方検討委員会報告書」を受け、今後県として、汐見台病院のあり方をどう考えていくのでしょうか？

答

地元汐見台自治会連合会からも汐見台病院を総合病院として存続させてほしい旨の要望書も頂きました。こうしたことから、県立汐見台病院の今後のあり方については、総合病院としての機能をこの地域に残すことを基本とし、その設置・運営主体について、地元横浜市や他の医療関係者と協議しながら検討していきます。

質問

― 「歩行者にやさしい道路交通環境の整備」について ―

本年２月の一般質問で、目の見えない方など、身体に障害を持つ方が安心して暮らせるために、エスコートゾーンの設置を要望いたしました。エスコートゾーンとは、横断歩道の標示内に点字ブロックのような突起があるものを設置するもので、本県を含め１５自治体には設置されておらず、全国的な整備には至っておりません。現在、視覚障害者が横断歩道を渡れる音響式信号機が視覚障害者の歩行に役立っていますが、点字による誘導ブロックに従って歩いた方がより安全に歩けます。今後、県内のエスコートゾーンの設置について、どの様に検討していくのでしょうか？

答

視覚障害者の方の通行状況等を精査した上で、盲学校への通学路となっており、需要が非常に高いと認められた、横浜市神奈川区及び平塚市の２ヶ所に、今年度中にエスコートゾーンを設置することと致しました。

あらい絹世プロフィール

- ●昭和43年3月8日　横浜市磯子区生まれ
- ●横浜雙葉小・中 / 高等学校卒業
- ●明治学院大学社会学部社会福祉学科卒業
- ●日商岩井㈱ / ㈱メタルワン
- ●ホノルルマラソン / 東京マラソン　完走
- ●自民党かながわ政治大学12期生
- ●平成23年4月　県議会議員初当選
- ●厚生常任委員
- ●社会問題対策特別委員

神奈川県の介護ロボットへの取組み

今後ますます高齢化が進む中重要性が増す介護分野において、介護・医療の従事者の負担を減らすことやサービスの質の向上を目的として、介護・医療現場で介護ロボットを活用することを目指し、神奈川県では、介護ロボットの開発・改良促進を図る取り組みを行っています。また、活用方法を広く県内の介護、医療関係者等に公開し、導入の検討を支援することで、介護ロボットの開発支援、普及促進も図っています。

本県では協力事業者を公募し、本年7月に社会福祉法人同塵会の「特別養護老人ホーム芙蓉苑」及び医療法人社団成仁会の「長田病院」と普及促進の協力について協定を結びました。先日、高齢者とのコミュニケーションを目的とした『パルロ』と認知症ケアの『パロ』を体験してきました。パルロは高齢者とダンスを踊ったり、クイズやゲームをして介護職員の補佐を行う役割を行っていました。パロはなでたり声を掛けたりすると、手足を振ったりまばたきをしたりと、触れ合うことでリラックスさせ、アニマル・セラピーのようにストレスを低減させます。個人差もありますが認知症の方がパロと触れることで症状が安定し介護者の負担が減ることが実証されています。政府の試算では介護・福祉ロボットの市場規模は23年後には4千億円にも達すると言われています。本県では26年に開通する「さがみ縦貫道路」沿線地域で最先端のロボット分野開発を行う「さがみロボット産業特区」創設に向けて国に申請を行っていきます。

ルロ

ロ

議会あれ？これ？

― 議会の傍聴 ―

神奈川県議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、「神奈川県議会傍聴規則」によって定められています。

規則を見てみると、『会議を傍聴しようとする人は、傍聴券を所持し、又は傍聴記章を着用しなければなりません（第4条）。傍聴券は会議当日受付で先着順に交付されます（第5条）。張り紙、ビラ、掲示板等を携帯している人・笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している人は傍聴席に入場できません（第11条）。また、傍聴人は、議場における言論に対して可否を表明し、又は拍手することは禁じされています（第12条）。傍聴人は、傍聴席において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等は出来ません。但し、特に議長の許可を得た場合は、この限りではありません（第13条）。』と言ったように、議会運営を円滑に行うために、細かい規則が定められています。

時節の川柳大募集

次回のお題は「紅葉」

先月のお題は「秋」
沢山のご投稿有り難うございます

気が付けば
風鈴ならす
秋の風（I・Mさん）

秋におう
目黒のサンマ
町おこし（やごさん）

夏バテで
秋の月も
サボり気味（Sさん）

貴方の川柳を次号「あらい絹世の磯っ子レポート」に掲載します。
・匿名、イニシャルで結構です。
・お住まいの町名、差し支えなければお名前をお書き下さい。
・お申し込みは FAX で
（締め切りは 10 月 27 日です）
・残念ながら賞金・賞品の提供はございません。